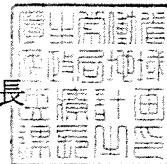


医政地発0825第3号
平成27年8月25日

一般社団法人 電子情報技術産業協会
ヘルスケインダストリ事業委員会 委員長殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長



自動体外式除細動器（AED）設置登録情報に係る取りまとめの協力依頼について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）により非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきたところ。

こうした中、AEDの設置場所に関する情報等、一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）が把握した情報については、地方公共団体が情報提供を希望した場合、AED設置者の連絡先等ホームページで公開されていない情報を含めて提供することを当省から財団に対して検討するようお願いしていたところであるが、今般、財団に設置された「AED設置登録情報等に関する小委員会」において、別添のとおり「AED設置登録情報の有効活用について（AED設置登録情報等に関する小委員会報告書）」（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

これまで、AED設置登録情報については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付医政発第0416001号薬食発第0416001号 厚生労働省医政局長厚生労働省医薬食品局長連名通知）において、AEDの販売業者を通じて財団に登録するよう、お願いしていたところであるが、今般、設置者が登録るべき事項を増やしたこと、定期的な情報更新を行うこととしたことを踏まえ、AEDの設置者から財団に、直接登録するよう改めたところである。

貴協会においては、下記の事項等について、貴協会に所属するAED販売業者に周知していただくとともに、引き続き、財団のAED設置登録情報システムが有効に活用され、運用されるよう必要な支援をお願いしたい。

記

1. AED 設置登録情報の円滑な登録に向けた協力依頼について

今般、AED 設置登録情報の新規登録用紙が作成されることに伴い、AED 販売業者においては、製品の梱包過程での登録用紙の同梱や販売時の登録方法の説明など、AED 設置登録情報の円滑な登録において、必要な対応を行っていただき、AED 設置登録情報の財団への収集（登録）率がさらに向上するよう、格別の配慮をお願いしたい。

2. すでに財団に登録されている約 23 万台の再登録（更新）に関する協力依頼について

AED 設置登録情報については、これまで、約 23 万件が財団に登録されているところであるが、新しい AED 設置登録情報システムにおいては、実際に AED を管理している者から登録を受け付ける仕組みとなっている。これに伴い、約 23 万件の追加の登録に際しては、AED の販売業者において、追加登録希望者が実際に AED を管理していることを確認する必要があるため、貴会傘下会員の各社において、コールセンターの対応手配及び登録用紙の配布等、必要な支援を行っていただけるよう、周知をお願いしたい。

以上